

令和三年十二月十七日受領
答 弁 第 三 号

内閣衆質二〇七第三号

令和三年十二月十七日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 細 田 博 之 殿

衆議院議員緒方林太郎君提出差額関税制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出差額関税制度に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、御指摘の答弁のとおり理解している。

二について

御指摘の豚肉の「差額関税制度の「機能」」が、「高価格の部位の豚肉と（中略）高価格の部位を低税率で輸入できるようにする機能」であることについては、「環太平洋パートナーシップ協定交渉開始以前」の平成十七年七月に農林水産省が開催した「平成十七年度第一回養豚問題懇談会」において、「差額関税制度のもとでは」、「部位別に見れば、基準輸入価格を下回るような価格で国内で取引されることもあり得る」が、「このような場合においては、高価格部位もあわせて輸入する必要があることから」、「もとかうで」の低価格の部位の豚肉を「抑制的に輸入する結果に相なっている」と説明しているところである。